

建築物の所有者等の責務（「水戸市空家等対策の推進に関する条例」抜粋）

第4条 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の所有者は、その所有する建築物が空家等にならないよう利活用に努めるものとする。

2 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理を行わなければならない。

相談窓口のご案内

○専門的なご相談は、各関係団体の相談窓口をご利用できます。

○無料で受けられる相談内容は、各関係団体により異なります。

詳しくは、お問合せの際にご確認ください。

※空き家のお悩みは、まず水戸市の担当窓口にご相談いただき、問題点などを整理したうえで、各関係団体の相談窓口をご利用いただくと効率的です。

○水戸市では、所有者等を対象に、専門家による無料空き家相談会を不定期で開催しております。時期や申込方法等については、決定次第、水戸市の広報紙やホームページで周知しますので、ぜひご利用ください。

空き家についての法律問題、成年後見制度等については↓

茨城県弁護士会

〒310-0062 水戸市大町2-2-75

☎ 029-221-3501

平日9:00~17:00(12:00~13:00除く)

空き家についての相続登記、成年後見制度等については↓

茨城司法書士会

〒310-0063 水戸市五軒町1-3-16

☎ 029-225-0111

平日9:00~17:00(12:00~13:00除く)

↓空き家の売買、賃貸、跡地活用等については↓

公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会

〒310-0066 水戸市金町3-1-3 茨城県不動産会館

☎ 029-225-5300

平日9:00~17:00(12:00~13:00除く)

公益社団法人 全日本不動産協会茨城県本部

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル4階

☎ 029-244-2417

平日9:30~16:00(12:15~13:15除く)

住宅全般に関するご相談(耐震、修繕など)については↓

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

〒102-0073 東京都千代田区 (電話相談のみ)

☎ 0570-016-100(ナビダイヤル)または03-3556-5147

平日10:00~17:00

建物の表題・変更・滅失登記、境界調査・確認については↓

茨城土地家屋調査士会

〒319-0312 水戸市大足町1078-1

☎ 029-259-7400

平日9:00~17:00(12:00~13:00除く)

建物の解体については↓

茨城県解体工事業協同組合

〒310-0845 水戸市吉沢町569-81

☎ 029-240-1917

平日9:00~17:00

土地・建物の表示や相続登記手続案内、所有者確認等については↓

水戸地方法務局

〒310-0061 水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎

☎ 029-227-9922

(手続案内)平日9:00~16:00(12:00~13:00除く)(要予約)

樹木の剪定、雑草の刈取り等については↓

公益社団法人 水戸市シルバー人材センター

〒311-4143 水戸市大塚町1863-169

☎ 029-303-7272

平日8:30~17:15

空き家の解体に向けたローン等については↓

一般社団法人 茨城県銀行協会

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館10階

☎ 029-221-3579

平日9:00~17:00(12:00~13:00除く)

水戸市の相談窓口↓

市民を対象とした無料弁護士相談(水戸市)

毎月第1・2・3水曜日

13:00~16:00(一人20分・要予約)

予約先 みとの魅力発信課市民相談室(市役所1階)

☎ 029-232-9109 平日8:30~17:15

※令和3年2月1日現在